

# 電気契約種別定義書

実質再エネ食ベとくエコ

ハッピー・バリュー・ワンダフル

---

中国電力エリア【低圧】

令和7年9月1日実施

橋本燃料株式会社

## 目次

|    |                     |   |
|----|---------------------|---|
| 1  | 適用 .....            | 1 |
| 2  | 実施期日 .....          | 1 |
| 3  | 本定義書の変更 .....       | 1 |
| 4  | 定義 .....            | 1 |
| 5  | 単位および端数処理 .....     | 1 |
| 6  | 食べとくエコサービスの利用 ..... | 2 |
| 7  | 環境価値の提供 .....       | 2 |
| 8  | 電源構成 .....          | 2 |
| 9  | 電灯需要 .....          | 2 |
| 10 | 日割計算の不適用 .....      | 5 |
| 11 | その他 .....           | 5 |

## 1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

|                     |                                          |
|---------------------|------------------------------------------|
| 中国電力ネットワーク株式会社の供給区域 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部 |
|---------------------|------------------------------------------|

- (3) 本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま（供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。）については、本定義書を適用いたしません。

## 2 実施期日

本定義書は、令和7年9月1日から実施いたします。

## 3 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

## 4 定義

供給約款3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。また、次の言葉は、本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 食べとくエコサービス

お客さまが毎月の電気料金を支払う事で、当社が定期的に食べとくエコBOXまたは食べとくエコ非常食BOXを配送するサービスをいいます。なお、サービス内容は、食べとくエコサービス利用規約に定めます。

### (2) 食べとくエコBOX

品質には問題がないのに様々な理由で捨てられてしまう食品の詰め合わせをいいます。

### (3) 食べとくエコ非常食BOX

防災関連の食品の詰め合わせをいいます。

## 5 単位および端数処理

供給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

## 6 食ベとエコサービスの利用

本定義書に定める電気契約種別が適用される期間において、お客さまは、食ベとエコサービスを利用できます。

## 7 環境価値の提供

環境価値とは、お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいい、当社は、供給約款 19（使用電力量の算定）(1)にもとづきお客さまの使用電力量に応じて、再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該電気の二酸化炭素排出量を零といたします。なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

## 8 電源構成

当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、当社 WEB サイトへの掲載などの電磁的方法によりお客さまへお知らせいたします。

## 9 電灯需要

### (1) 実質再エネ食ベとエコハッピー

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること
  - (ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること
- ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなることがあります。

#### ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

## 二 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。なお、燃料費調整額の基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)ロを適用し、離島ユニバーサルサービス調整額の基準単価は、供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)ロを適用いたします。

|       |                                         |              |
|-------|-----------------------------------------|--------------|
| 最低料金  | 1 契約につき最初の 50 キロワット時まで                  | 2,786 円 93 銭 |
| 電力量料金 | 50 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき  | 34 円 25 銭    |
|       | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 40 円 93 銭    |
|       | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき              | 43 円 05 銭    |

### ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

## (2) 実質再エネ食ベとエコバリュー

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること

(ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること  
ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなる場合があります。

### ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

## 二 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。なお、燃料費調整額の基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)ロを適用し、離島ユニバーサルサービス調整額の基準単価は、供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)ロを適用いたします。

|       |                                        |              |
|-------|----------------------------------------|--------------|
| 最低料金  | 1 契約につき最初の 50 キロワット時まで                 | 2,934 円 28 銭 |
| 電力量料金 | 50 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 38 円 46 銭    |
|       | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 40 円 04 銭    |

### ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

## (3) 実質再エネ食ベとエコワンダフル

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること

(ロ) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること  
ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなる場合があります。

### ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

## 二 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。なお、燃料費調整額の基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)ロを適用し、離島ユニバーサルサービス調整額の基準単価は、供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)ロを適用いたします。

|       |                                        |              |
|-------|----------------------------------------|--------------|
| 最低料金  | 1 契約につき最初の 50 キロワット時まで                 | 2,961 円 58 銭 |
| 電力量料金 | 50 キロワット時をこえ 600 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 39 円 24 銭    |
|       | 600 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 39 円 13 銭    |

### ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

## 10 日割計算の不適用

当社は、供給約款 20（料金の算定）(1)イまたはロの場合も、供給約款 21（日割計算）に関わらず、日割計算をいたしません。

## 11 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。